令和６年２月

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会

日時：令和６年２月２６日（月）午後２時３４分～

場所：本庁舎５階　５－１・５－２　会議室

藤 沢 市 農 業 委 員 会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和６年２月２６日（月）、本庁舎５階　５－１・５－２会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

１番	落　合　喜　治	１４番	加　藤　　登
２番	小　林　正　幸	１５番	伊　澤　忠　治
３番	永　野　良　徳	１６番	井　出　茂　康
４番	田　代　惠美子	１７番	漆　原　豊　彦
５番	西　山　弘　行	１９番	宮　治　政　彦
６番	関　根　栄　一	２０番	安　藤　康　彦
７番	齋　藤　義　治	２１番	佐　藤　智　哉
８番	井　上　哲　夫	２２番	澤　野　孝　行
９番	上　田　洋　子	２３番	平　川　勝　昌
１０番	吉　川　　誠	２４番	神　﨑　享　子
１１番	飯　田　芳　一	２５番	砂　川　耕　介
１２番	三　上　健　一		
１３番	吉　原　　豊		

欠席委員は、次のとおり

１８番	北　村　利　夫

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事 務 局 長	村 山 勝 彦	主幹	坂 間 英 己	上級主査	山 澤 成 司
事 務 職 員	松下 翔太郎				

委員会の日程は、次のとおり

日程第　１　議案第　７９号　農地法第３条の規定による許可申請について

日程第　２　議案第　８０号　農地造成工事届出について

日程第　３　議案第　８１号　非農地証明願について

日程第　４　議案第　８２号　相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

日程第　５　議案第　８３号　生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

日程第　６　報告第　８４号　農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について

日程第　７　議案第　８５号　農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

日程第　８　議案第　８６号　農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

日程第　９　議案第　８７号　非農地判断について

日程第１０　報告第　２３号　藤沢市農業委員会規程第９条第２項に基づく報告について

開会　午後２時３４分

事務局（村山勝彦事務局長）　皆様、こんにちは。定刻を少し過ぎておりますけれども、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催いたします。

本日の委員の出席状況を申し上げます。委員の総数２５名、出席者数２４名でございます。

それでは、齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員）　皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

先月から始まりました「地域計画」の説明会、藤沢市では１６地区に分けてやっておりますが、大体終わりまして、残るところ、あと２か所ということで、私も、ほとんどのところは参加させていただきました。

その際に、私が感じたことは、今回の「地域計画」というものは、いわゆる調整区域の一つの線引きだと思っています。この線引きをやるわけですが、残念ながら、農家の方の出席が非常に少ない、関心が薄いというか何か分かりませんけれども、非常に関心が薄く感じられます。

そして、新規就農者の方がかなり出席をされております。

そうしたところで、今の国会でも、新しい法律をつくるということで、今、農業関連では４法案が出ているそうです。それで、今いろいろ複雑な国会ですが、予算が通れば、多分その４法案が通るのですが、その法案の中に、いわゆる農振農用地の規制の法律が一つ入っています。ですから、その法律が通りますと、調整区域の中の農用地の規制が非常に厳しくなります。

というのは、今までのように転用は、まずできなくなるだろうということは、はっきり出ております。

ですので、地域の説明会のときに、皆さん方の意見をもっともっと出していただきたかったのですが、聞いていると、農業経営だけでは非常に厳しい、あるいは基盤整備が、あるいは後継者がいないとか、そういう話で盛り上がりますけれども、今回の「地域計画」の中身はほとんど分かっていないようで、非

常に残念な思いをしております。

多分このまま行きますと、当初の「人・農地プラン」では、いわゆる農用地だけを後継者に渡すということでしたけれども、今回、この調整区域を全部含めて話し合いが進んでおります。

ですから、このまま行きますと、農用地、要するに調整区域の農地は、全部農用地になるということが言われているのですが、藤沢市の場合は、そんなことを言わないで、何とか農用地だけで「地域計画」を組めないかということは、農水課の人と話をしていますけれども、肝心な農家の人の意見が出ておりませんので、その辺は、これから非常に不透明なところがございます。

藤沢市では、特に農地の規制というもので、昭和４６年に、いわゆる線引きが行われたときに、非常に盛り上がりまして、農協の青壮年部を中心に反対運動を起こしまして、私もまだ若かったのですが、バスで国会に行ったり、あるいは市民会館で公聴会を開いて、私も意見発表をさせていただきました。

そういう経過がありまして、それが生産緑地法につながっていますけれども、今回の「地域計画」、これは本当に真剣に考えていただかないと、ちょっと厳しいなということは感じております。

ですから、２回目、３回目の話し合いが行われるはずでございますので、そのときは皆さん方、ぜひ出ていただいて、今後の藤沢市の農業のことについて、いろいろ話し合っていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

農用地になりまして、農振法が本当に厳しいということは、神奈川県でも承知をしておりまして、県によっては、県知事が国会に陳情しているということも聞いております。いわゆる転用ができなくなりますと、地域の開発が非常に難しくなるというのが現状のようでございますので、その辺も踏まえた中で、この農地の問題も、ぜひ考えていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

それでは、ただいまから２月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどをお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

事務局（村山勝彦事務局長）　ありがとうございました。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第５条の規定に基づき、齋藤会長に議長をお願いいたします。

議長（齋藤義治委員）　それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員）　事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（松下翔太郎事務職員）　いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員）　はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、１４番の加藤 登委員と１５番、伊澤忠治委員の御両名にお願いをいたします。

これより議事に入ります。

日程第１、議案第７９号「農地法第３条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

山澤上級主査。

事務局（山澤成司上級主査）　それでは、「農地法第３条の規定による許可申請について」、説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号１。譲受人、住所氏名、従事者、所有面積、耕作面積、議案書記載のとおり。譲渡人、住所氏名、議案書記載のとおり。当該農地、遠藤、２筆。地目、地積、議案書記載のとおり。権利の種類、贈与による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営継承のため。譲渡人、譲受人の要望により。持分２分の１ずつになります。

以上です。

議長（齋藤義治委員）　事務局の説明が終わりました。

それでは、番号１について意見を求めます。

１９番、宮治委員。

１９番（宮治政彦委員）　資料は、１ページをお開きください。

本件の申請地は、市道大庭・獺郷線にある「苅込」交差点から北東に約３００ｍの土地になります。

地区協におきまして、譲渡人と面談いたしました。

譲渡人世帯は、遠藤で露地野菜の栽培を行っています。

このたび、農業経営継承ため、当該農地を世帯員２名に贈与するものです。

なお、譲渡人と譲受人は同一世帯のため、農地の増減は発生いたしません。

申請地については、ブロッコリーなどを栽培する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上です。

議長（齋藤義治委員）　他に意見はございませんか。

―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―

―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―

議長（齋藤義治委員）　それでは、ないようでございますので、採決をいたします。

議案第７９号について、許可することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員）　それでは、議案第７９号について、許可することに決定をいたします。

次に移ります

日程第２、議案第８０号「農地造成工事届出について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

山澤上級主査。

事務局（山澤成司上級主査）　それでは、「農地造成工事届出について」を御説明させていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号１。届出人、住所氏名、耕作者、住所氏名、議案書記載のとおり。当該農地、獺郷、４筆。地目、地積、議案書記載のとおり。内容、畑の改良。工事期間、通知日から令和６年８月３１日まで。工事施工者、

住所氏名、議案書記載のとおり。

以上です。

議長（齋藤義治委員）　事務局の説明が終わりました。

それでは、番号１について意見を求めます。

１２番、三上健一委員。

１２番（三上健一委員）　資料は、３ページをお開きください。

申請地は、市道遠藤・宮原線にある「獺郷西」交差点から北東に約３００ｍの土地になります。

届出人は、当該地を令和４年に相続しましたが、砂利等が混入しており、水はけも悪く、栽培に適した土ではなかったことから、今回、砂利等が混入した黒土から赤土への入れ替えを行い、栽培ができるよう改良するものです。

工事の概要ですが、計画区域内から１ｍ掘削し土を搬出した後、０．５ｍ内側に畑に適した良質な赤土を搬入するものです。

申請地の東西の農地は、現状で段差を生じておりますが、造成後は、段差が解消されるものです。

なお、南側及び東側との境界には、地上高０．３ｍの土留鋼板を設置し、土砂等の流出を防ぎます。

搬入土量は、１，５４９.９８立方メートルで、１日当たり１０トン車で２０台、土の採取場所は、茅ヶ崎市にある工事施工業者のストックヤードになります。

届出に当たり、「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」及び「藤沢市土地の埋立て等の規制に関する条例」に係る手続きが行われていることを確認しております。

造成工事後は、ホウレンソウ等を栽培する計画です。

今回の農地造成工事に当たり、工事施工業者と私及び事務局職員で現場立会を行い、施工方法の確認をしました。

地区協におきましても、工事施工業者と面談し、畑に適した良質な土の搬入、大型車両の通行の安全、関係機関との十分な協議などについて指導しました。

以上です。

議長（齋藤義治委員）　他に意見はございませんか。

―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―

―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、採決をいたします。

議案第８０号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員）　それでは、議案第８０号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります

日程第３、議案第８１号「非農地証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

山澤上級主査。

事務局（山澤成司上級主査）　それでは、「非農地証明願について」を説明させていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号１。申請人、住所氏名、議案書記載のとおり。当該農地、宮原、１筆。地目、地積、議案書記載のとおり。内容、昭和４６年頃より住宅の庭敷地として利用し、現在に至る。平成８年航空写真にて確認。農地種別、第１種農地。現地確認日、令和６年２月１３日。

次に、番号２。申請人、住所氏名、議案書記載のとおり。当該農地、遠藤、１筆。地目、地積、議案書記載のとおり。内容、昭和４５年頃より通路及び住宅敷地として利用し、現在に至る。平成１９年航空写真にて確認。農地種別、第２種農地。現地確認日、令和６年２月１３日。

次に、番号３。申請人、住所氏名、議案書記載のとおり。当該農地、遠藤、２筆。地目、地積、議案書記載のとおり。内容、１筆は、昭和４５年頃より通路として利用し、平成１５年頃より一部を貸駐車場として利用、現在に至る。もう一筆は、昭和４５年頃より通路及び住宅敷地として利用し、現在に至る。平成１９年航空写真が確認資料。農地種別、第２種農地。現地確認日、令和６

年２月１３日。

続いて、地区、六会・長後。番号４。申請人、住所氏名、議案書記載のとおり。当該農地、円行、１筆。地目、地積、議案書記載のとおり。内容、平成１８年頃より資材置場として利用し、現在に至る。平成１９年航空写真にて確認。農地種別、第２種農地。現地確認日、令和６年２月１３日。

以上です。

議長（齋藤義治委員）　事務局の説明が終わりました。

それでは、番号１について意見を求めます。

１０番、吉川 誠委員。

１０番（吉川 誠委員）　資料は、７ページをお開きください。

本件の申請地は、県道丸子・中山・茅ヶ崎線にある「宮原南」交差点から西に約４００ｍの土地になります。

申請者は、申請地を昭和４６年頃から住宅の庭敷地として利用し、現在に至っているとのことです。

農地の区分は、一団の農地が１０ヘクタール以上広がっているため、「第１種農地」と判断いたしました。

第１種農地は、原則転用不可でございますが、集落に接続して設置されているもので、ほかに替えることができないものについては。例外的に許可できるものとなります。

神奈川県の「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和６年２月１３日に現地調査を行い、申請どおりであることを確認しております。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員）　他に意見はございませんか。

―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―

―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、続きまして、番号２と番号３について、意見を求めます。

１９番、宮治政彦委員。

１９番（宮治政彦委員）　資料は、８ページをお開きください。

番号２及び３は、申請人が同一世帯員で、申請地が隣り合っているため、まとめて意見を行うものです。

本件申請地は、市道亀井野二本松線にある「矢尻バス停前」交差点から北西に約２００ｍの土地３筆になります。

番号２の申請地は、昭和４５年頃から、自宅への通路及び住宅敷地として利用し、現在に至るとのことです。

番号３の申請地は、一筆が昭和４５年頃から自宅への通路として利用し、平成１５年頃より一部を貸駐車場として利用し、現在に至るとのことです。

もう一筆は、昭和４５年頃から、自宅への通路及び住宅敷地として利用し、現在に至るとのことです。

いずれも農地の区分は、５００ｍ以内にバスターミナルがあることから、「第２種農地」となります。

神奈川県の「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和６年２月１３日に現地調査を行い、申請どおりであることを確認しております。

以上です。

議長（齋藤義治委員）　他に意見はございませんか。

―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―

―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、続きまして、番号４について意見を求めます。

２０番、安藤康彦委員。

２０番（安藤康彦委員）　資料は、９ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、円行にある「多摩大学湘南キャンパス」から南西に約３００ｍの土地になります。

申請者は、円行の土地を平成１８年頃から資材置場として利用し、現在に至

っているとのことです。

農地の区分は、農用地区域外であり、第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しないため、「第２種農地」と判断しました。

神奈川県の「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和６年２月１３日に現地調査を行い、申請どおりであることを確認しております。

以上です。

議長（齋藤義治委員）　他に意見はございませんか。

―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―

―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、採決をいたします。

議案第８１号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員）　それでは、議案第８１号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第４、議案第８２号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

山澤上級主査。

事務局（山澤成司上級主査）　それでは、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、議案書は５ページを御覧ください。

地区、御所見・遠藤。番号１。被相続人、住所氏名、相続人、住所氏名、議案書記載のとおり。特例農地、地番、獺郷、５筆。地目、地積、議案書記載のとおり。区域区分、議案書記載のとおり。相続開始年月日、令和５年７月２５日。経営面積、７，６１９㎡。現地確認日、令和６年２月１３日。

次に、議案書６ページをお開きください。

地区、御所見・遠藤。番号２。被相続人、住所氏名、相続人、住所氏名、議

案書記載のとおり。特例農地、地番、宮原、１筆、遠藤、１６筆。地目、地積、議案書記載のとおり。区域区分、議案書記載のとおり。相続開始年月日、令和５年５月１日。経営面積、１万７，５３４㎡。現地確認日、令和６年２月１３日。

次に、議案書７ページになります。

地区、六会・長後。番号３。被相続人、住所氏名、相続人、住所氏名、議案書記載のとおり。特例農地、打戻、１筆、亀井野、１２筆。地目、地積、議案書記載のとおり。区域区分、議案書記載のとおり。相続開始年月日、令和５年９月５日。経営面積、１万３，１１９㎡。現地確認日、令和６年２月１４日。

以上です。

議長（齋藤義治委員）　事務局の説明が終わりました。

それでは、番号１について意見を求めます。

１２番、三上健一委員。

１２番（三上健一委員）　本件につきましては、令和６年２月１３日に相続人及び私と事務局職員で現地確認を行いました。

現地の状況は、キュウリなどの栽培中及び作付け準備中であり、適正に肥培管理されておりました。

以上です。

議長（齋藤義治委員）　他に意見はございませんか。

― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―

― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、続きまして、番号２について意見を求めます。

２番、小林正幸委員。

２番（小林正幸委員）　本件につきましては、令和６年２月１３日に相続人及び私と事務局職員で現地確認を行いました。

現地の状況は、ネギなどの栽培中及び作付け準備中であり、適正に肥培管理されておりました。

以上です。

議長（齋藤義治委員）　他に意見はございませんか。

―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―

―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、続きまして、番号３について意見を求めます。

１４番、加藤 登委員。

１４番（加藤 登委員）　本件につきましては、令和６年２月１４日に相続人及び私と事務局職員で現地確認を行いました。

現地の状況は、キャベツ・ネギなどの栽培中及び作付け準備中であり、適正に肥培管理されておりました。

以上です。

議長（齋藤義治委員）　他に意見はございませんか。

―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―

―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、採決をいたします。

議案第８２号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員）　それでは、議案第８２号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第５、議案第８３号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

山澤上級主査。

事務局（山澤成司上級主査）　それでは、「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を説明させていただきます。議案書８ページを御覧ください。

地区、藤鵠・村岡・明治。番号１。買取りの申出事由の生じた者の住所及び氏名、議案書記載のとおり。買取り申出事由、死亡。買取り申出事由発生日、令和５年５月１５日。農業従事者の区分、農業の主たる従事者。申出をする者の住所及び氏名、申出事由の生じた者との関係、議案書記載のとおり。買取り申出をする土地、所在及び地番、善行六丁目、３筆。地目、地積、議案書記載のとおり。

本申請については、申出人への従事日数（３００日）等の状況確認を行ったところ、買取り申出事由の生じた者が亡くなる直前まで農作業を行っていたとのことです。

現地調査をしたところ、野菜等の作付けはされておらず、買取り申出事由の生じた者が主たる従事者であったものと判断いたしました。

以上です。

議長（齋藤義治委員）　事務局の説明が終わりました。

何か意見等ございますか。

― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―

― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、採決をいたします。

議案第８３号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員）　それでは、議案第８３号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第６、議案第８４号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について」を上程いたします。

なお、本議案、番号１については、農業委員等の案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第３１条、議事参与の制限により、対象委員はしばらくの間、退席を願います。

［対象委員　退席］

議長（齋藤義治委員）　それでは、本議案、番号１について、事務局の説明を求めます。

松下事務職員。

事務局（松下翔太郎事務職員）　番号１は、打戻で９７ａを耕作する方の新規借受分です。当該地では、水稲を栽培する予定となっております。

なお、利用権設定を行う農地については、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員）　事務局の説明が終わりました。

それでは、番号１について意見を求めます。

―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―

―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、採決をいたします。

議案第８４号、番号１について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員）　それでは、議案第８４号、番号１について、承認することに決定をいたします。

退室をしている委員の入室をお願いいたします。

［対象委員　入室］

議長（齋藤義治委員）　次に、番号２から番号１２について、事務局の説明を求めます。

松下事務職員。

○事務局（松下翔太郎事務職員）　まず、資料は、１０ページをお開きください。

番号２及び番号３は、認定農業者である法人から、農業経営基盤強化促進法に基づく、所有権移転の申し出がなされたものです。当該地では、苗生産及びカボチャ等を生産する予定です。

また、番号５は、同法人の更新借受分です。

続きまして、資料は、１６ページをお開きください。

番号４は、認定農業者から、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の申し出がなされたものです。当該地では、ジャガイモ等を栽培する予定です。

番号６は、用田を中心に１０９ａを耕作する方の更新借受分です。

番号７は、宮原で１６１ａを耕作する法人の更新借受分です。

番号８と番号９は、亀井野で７０ａを耕作する方の更新借受分です。

番号１０は、亀井野を中心に９２ａを耕作する方の新規借受分で、当該地では、水稲を栽培する予定です。

番号１１は、大庭や稲荷で９４ａを耕作する法人の新規借受分で、当該地では、サニーレタス等を栽培する予定です。

番号１２は、長後や高倉で７３ａを耕作する方の更新借受分です。

なお、利用権設定を行う農地については、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員）　事務局の説明が終わりました。

それでは、番号２から番号１２について意見を求めます。

何かございましたら、お願いをいたします。

井出委員、どうぞ。

１６番（井出茂康委員）　１１番の法人ですけれども、どんどん借りているような気がするのですが、自分のところでつくって、自分のところで売っていくということをずっとやっているんですか、この会社的には。

議長（齋藤義治委員）　松下事務職員。

事務局（松下翔太郎事務職員）　今、委員から質問があったとおり、こちらの法人については、自分のところで収穫したものを自分のところで売るという形で、経営していくということで聞いております。

議長（齋藤義治委員）　井出委員。

１６番（井出茂康委員）　そういう経営に、こちらの法人そのものが走っていくということでしょうか。会社の理念がどうというところまで突っ込んでいいのかどうか分からないのですが、市場で買っているというのが、基本的な青果会社で

はないかと思いますけれども、それを、自分のところでどんどんつくり始めていますよね。仲介業者ではないのですか。そこら辺が、私はよく分からないのですが。

議長（齋藤義治委員）　松下事務職員。

事務局(松下翔太郎事務職員)　市場で出荷しているということは聞いておりまして、先ほどもご説明したとおり、栽培したものを自分のところで売るというのと、あと、地域の遊休農地や荒廃地の解消というところも会社の理念としてやられるということで、参入するときには、話は聞いております。

議長（齋藤義治委員）　井出委員。

１６番（井出茂康委員）　そうですか、分かりました。ありがとうございます。

議長（齋藤義治委員）　他に意見はございませんか。

―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―

―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―

議長（齋藤義治委員）　それでは、ないようでございますので、採決をいたします。

議案第８４号、番号２から番号１２について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員）　それでは、議案第８４号、番号２から番号１２について、承認をすることに決定をいたします。

次に移ります。

日程第７、議案第８５号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

なお、本議案、番号３から番号５については、農業委員等の案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第３１条、議事参与の制限により、対象委員は、しばらくの間、退席を願います。

［対象委員　退席］

議長（齋藤義治委員）　それでは、本議案、番号３から番号５について、事務局の説明を求めます。

松下事務職員。

事務局（松下翔太郎事務職員）　番号３から番号５は、打戻を中心に２５３ａを耕作する方の新規借受分で、当該地では、レタス等を栽培していくとのことです。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員）　事務局の説明が終わりました。

それでは、番号３から番号５について、意見を求めます。

―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―

―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、採決をいたします。

議案第８５号、番号３から番号５について、承認をすること御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員）　それでは、議案第８５号、番号３から番号５について、承認することに決定をいたします。

退席している委員の入室をお願いいたします。

［対象委員　入室］

議長（齋藤義治委員）　次に、番号１と番号２及び番号６から番号８について、事務局の説明を求めます。

松下事務職員。

事務局（松下翔太郎事務職員）　番号１は、用田を中心に３６５ａを耕作する方の新規借受分で、当該地では、みかんを栽培していくとのことです。

番号２は、茅ヶ崎市と寒川町で４５４ａを耕作する法人の新規借受分で、このたび、藤沢市で新規参入することとなりました。資料は、１８ページからとなります。

当該地では、酒米を栽培していくとのことで、御所見・遠藤地区の地区協議会におきまして、御本人と面談をし、就農計画等について確認しております。

番号６は、宮原で１３３ａを耕作する方の新規借受分で、当該地では、エダ

マメ等を栽培していくとのことです。

番号７は、石川で１８ａを耕作する方の更新借受分です。

番号８は、獺郷を中心に１８８ａを耕作していた方が、農業経営を法人へ移行するため申請があった新規借受分です。資料は、２０ページからとなります。

法人としては初めての権利設定となるため、藤鵠・村岡・明治地区の地区協議会におきまして、本人と面談をし、就農計画等について確認をしており、当該地では、サツマイモ等を作付けする予定となっております。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員）　事務局の説明が終わりました。

それでは、番号１と番号２及び番号６から番号８についての意見を求めます。

― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―

― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、採決をいたします。

議案第８５号、番号１と番号２及び番号６から番号８について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員）　それでは、議案第８５号、番号１と番号２及び番号６から番号８について、承認をすることに決定をいたします。

次に移ります。

日程第８、議案第８６号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

松下事務職員。

事務局（松下翔太郎事務職員）　本件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が、農地を貸し付けるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項の規定に基づき、藤沢市に対し農用地利用集積等促進計画案の作成・提出について依頼をし、農業水産課において計画案を作

成したことから、同法第１９条第３項の規定に基づき、意見を求められたものです。

本件は、西俣野を中心に１３ａを耕作する方の新規借受分です。当該地では、ホウレンソウを作付けする予定となっております。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員）　事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について、意見を求めます。

井出委員。

１６番（井出茂康委員）　今までの中間管理機構が入っての賃貸のもの、賃借のものと、これと何がどう違うのでしょうか。

議長（齋藤義治委員）　松下事務職員。

事務局（松下翔太郎事務職員）　先ほどの日程第７、議案第８５号にあった中間管理機構の案件、こちらにつきましては、耕作者と地権者が、両方とも確定した状態で出てきた案件は、こちらの議案に上げるような形になっております。

それで、今、御説明をさせていただいた、日程第８、議案第８６号につきましては、既に中間管理機構が借り受けているところを耕作者の方に貸し付ける、中間管理から耕作者への貸し付けのみの場合、こちらの議案で上げるような形になっておりますので、そこの違いになります。

議長（齋藤義治委員）　井出委員。

１６番（井出茂康委員）　そうすると、要は誰が地権者なのか分からないですが、まあ地権者はちゃんといるのでしょうけれども、それを中間管理機構に借りてくれないか、という形で貸した。それを中間管理機が、誰かつくる人がいないかといって探して、この人に決まったという解釈でよろしいのでしょうか。

議長（齋藤義治委員）　松下事務職員。

事務局（松下翔太郎事務職員）　今回の案件につきましては、中間管理機構としては、先に農地を借り受けておいて、耕作者を探して貸し付けるというやり方、今、委員がおっしゃったとおりのやり方でできるのですが、今回の件については、

もともと、先ほどの案件にあった一括のもので出てきたところを、耕作者の方が解約したいということがありまして、先に解約が、１２月の総会でありました。

それで、借り手がついていないところについて、中間管理機構が探したところ、やりたいと言っている方がいらっしゃったので、今回、貸し付ける流れになったものになります。

なので、期間が１年８か月と中途半端なところになっているのですが、前回、３年で貸し付けたものの、残りの期間を貸し付けるということで出てきているものになります。

議長（齋藤義治委員）　井出委員。

１６番（井出茂康委員）　そういうことですね。例えば誰かが、うちでは、もうできないから、中間管理機構にいきなり借りてくれという形ではないということですか、そういうことはできる、できないのか。

議長（齋藤義治委員）　松下事務職員。

事務局（松下翔太郎事務職員）　法律的にはできます。それで、中間管理機構と言えば、本来であれば、地権者がもうやらないというところを一手に借り受けて、そこの農地を、耕作者を探して貸し付けてもらうという趣旨のもとでやっているのですが、今、神奈川県としては、正直そこまで、借り手を見つけるというところまではできていないので、先ほどの日程第７の議案にあったように、一括で出てくるというのが主流となっているところです。

議長（齋藤義治委員）　よろしいですか。

１６番（井出茂康委員）　はい。ありがとうございます。

議長（齋藤義治委員）　そのほかに、何かございませんか。

―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―

―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、採決をいたします。

議案第８６号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員）　それでは、議案第８６号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第９、議案第８７号「非農地判断について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

山澤上級主査。

事務局（山澤成司上級主査）　それでは、「非農地判断について」、説明をさせていただきます。議案書は１７ページをお開きください。また、資料は２２ページをお開きください。

地区、御所見・遠藤。番号１。当該農地、地番、地目、地積、議案書記載のとおり。所有者、住所氏名、議案書記載のとおり。

資料は２２ページになりますけれども、本案件は、農地パトロール等で調査をした結果、森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地については、非農地判断をし、農地台帳から除外することとされています。

今回､非農地判断をする土地につきましては､遠藤にある｢農家レストラン いぶき」より、北西に約６００ｍの土地になります。

令和５年度農地パトロールの調査で、「再生利用が困難な農地」として判断されました。

当該地につきましては、資料（２３ページ）の写真にありますように、様々な樹木が群生しており、隣接した山林と一体化している状況により、非農地として判断するものです。

なお、今回承認をいただいた際には、後日、所有者等に農地台帳から除外する旨の非農地通知をしていく予定です。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員）　説明が終わりました。

何か御意見ございますか。

この白黒の写真ですと、ちょっと分かりにくいのですが、農地パトロールを

した方は、どのような状況であったのか、分かる範囲内でいいのですが。

小林委員、お願いします。

２番（小林正幸委員）　ここ４、５０年は山林化だったと思います。

以上です。

議長（齋藤義治委員）　ということで、パトロールをした方が、現状はそういう状況だということでございます。

他にございませんか。

山澤上級主査。

事務局（山澤成司上級主査）　今、小林委員がおっしゃられたとおりでして、所有者の方には、事前に説明をして、その後、手続き上、委員さん３名と立ち会って、現地を確認しておりますので、申し添えておきます。

以上です。

議長（齋藤義治委員）　他に何か意見はございませんか。

吉原委員。

１３番（吉原 豊委員）　ちょっと教えてほしいのですが、ここは、地目で言うと畑であったところが、現状を見たら、この写真のようだよと、山になってしまったということだと思うのですが、畑から山になった場合は、どんな罰を食らうんですかね。興味があるところで……。

議長（齋藤義治委員）　坂間主幹。

事務局（坂間英己主幹）　固定資産の話になりましたけれども、調整区域の畑、山林は、平米当たりの単価というのは、山林がおよそ４４円ぐらいです、固定資産の評価というのは。田畑ですと、やはり６０円とか７０円ぐらいで、確かに固定資産の話になると、山林のほうが安いというのは出てきます。

ただし、相続税の評価になりますと、調整区域は、固定資産の評価額に倍率を掛けて評価額を算出しますが、やはり農地よりも山林の倍率のほうが高い形になりますので、相続税という意味合いでは、山林にしてしまうと税額が高くなってくるのかなと思われます。

デメリットというところでは、以上でございます。

１３番（吉原 豊委員）　分かりました。

議長（齋藤義治委員）　他に何かございませんか。

―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―

―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―

議長（齋藤義治委員）　それでは、ないようでございますので、採決をいたします。

議案第８７号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員）　それでは、議案第８７号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第１０、報告第２３号「藤沢市農業委員会規程第９条第２項に基づく報告について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

松下事務職員。

事務局（松下翔太郎事務職員）　本件につきましては、まず１８ページが「農地法第３条の３第１項の規定による届出」でございます。

御所見・遠藤地区が１件、藤鵠・村岡・明治地区が１件、合計２件となっております。

続きまして、１９ページが「農地法第４条第１項第７号の規定による転用届出」でございます。

六会・長後地区が１件、藤鵠・村岡・明治地区が２件、合計３件となっております。

続きまして、２０ページが「農地法第５条第１項第６号の規定による転用届出」でございます。

六会・長後地区が２件、藤鵠・村岡・明治地区が２件、合計４件となっております。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員）　本件につきましては、いずれも報告事項でございますので、

お目通しの上、御質問等がございましたらお願いをいたします。

―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―

―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、報告第２３号を終了いたします。

それでは、本日予定をしておりました議事については、全て終了いたしました。

以上をもちまして、２月の総会を閉会といたします。

委員の皆様方におかれましては、大変長時間にわたり御審議をしていただきまして、まことにありがとうございました。

閉会　午後３時２６分

以上のとおり相違ありません。

議　　長　　齋　藤　義　治

署名委員（　　番）

署名委員（　　番）